

## 第1節 定義等

## 第1 危険物の判定関係【法第2条第7号、法別表第1】

## 1 第1類関係

法別表第1の品名欄の第11類の項第11号に掲げる品名「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」に属する物品（洗剤、消毒剤等）のうち、液体であるものについては、第1類の危険物としての性状確認は要しないものであること。

また、法別表第1の第6類の項に掲げられている品名に属さない物品である場合は、第6類の危険物としての性状確認も要しない。〔H1.7.4消防危64〕

## 2 第2類関係

(1) 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉については、試験のいかんにかかわらず、第2類の危険物とされるものであること。ただし、鉄粉については粒度等を勘案する必要があること。

(2) 固体であるアルミニウムペースト（アルミニウム粉とミネラルスピリットとの混合物）が、次のア又はイに該当する場合は、第2類の危険物に該当するものであること。（液体であるアルミニウムペーストの場合は、4(3)参照）〔H1.7.4消防危64〕

ア 小ガス炎着火試験において10秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するもの

イ セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において測定された引火点が、40℃未満であるもの

(3) 法別表第1の品名欄の第2類の項第8号及び第9号の品名に該当する物品について、小ガス炎着火試験において「10秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続し」、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において「引火点が40℃未満」であるときは、法別表第1の品名欄の第2類の項第8号の危険物とすること。〔H2.3.31消防危28〕

## 3 第3類関係

(1) カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんについては、試験のいかんにかかわらず、第3類の危険物とされるものであること。

(2) トリクロロシアンは、危政令第1条第2項に規定する「塩素化けい素化合物」に該当する。

なお、トリメチルクロロシラン、エチルトリクロロシランは、「塩素化けい素化合物」に該当しないものであること。〔H1.12.21消防危114〕

(3) 危政令第1条の5第6項には、「発生するガスが可燃性の成分を含有すること」と規定されているが、可燃性成分の含有率は問わないものであること。〔H1.7.4消防危64〕

## 4 第4類関係

(1) 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属設備で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの（以下「変圧器等」という。）については、危険物関係法令の規制の対象としないことができる。〔S40.9.10自消丙予発148〕

ただし、使用していない変圧器等に油類を内蔵している場合は、危険物関係法令の規制の対象となるとともに、変圧器等について、指定数量以上の油類の入れ替え等を行う場合は、仮取扱とする。

- (2) 廃油について、2相以上（各相共に引火点を有する）に分離していることが明確な場合は、品名は引火点の低い相をもって定め、数量はそれぞれの相の和とすること。〔S52.5.2消防危78〕
- (3) 液体（第3石油類又は第4石油類の場合、1気圧、20°Cにおいて液状であるもの）であるアルミニウムペースト（アルミニウム粉とミネラルスピリットとの混合物）が、危規則第1条の3第5項及び第6項に定める塗料類その他の物品ではなく、かつ、第4類の引火点を測定する試験において引火性を示すものである場合には、第4類の危険物に該当するものであること。（固体であるアルミニウムペーストの場合は、2(2)参照）〔H1.7.4消防危64〕
- (4) 法別表第1の備考において品目指定されているガソリン、灯油、軽油及び重油とは、JIS K 2201「工業ガソリン」（4号（ミネラルスピリット）及び5号（クリーニングソルベント）を除く。）及びJIS K 2202「自動車ガソリン」、JIS K 2203「灯油」、JIS K 2204「軽油」並びにJIS K 2205「重油」に適合するものをいうものであり、これらの物品のうち、液体（重油にあっては、1気圧、20°Cにおいて液状であるもの）であり、かつ、引火性を示す（引火点を有する）ものをいう。〔H1.7.4消防危64〕
- (5) 法別表の備考16号において品目指定されているギヤー油とは、JIS K 2219「ギヤー油」に適合するものをいうものであり、シリンダー油とは、JIS K 2238「マシン油」に規定するISO VG 680、ISO VG 1000及びISO VG 1500に適合するものをいう。〔H2.10.31消防危105〕
- (6) 危規則第1条の3第4項第1号又は第2号に該当し、「アルコール類」から除外される物品は、「石油類」に属することはない。〔H1.7.4消防危64〕
- (7) 動植物油を電気ヒーター又はスチーム等により保温して貯蔵保管している場合、保温している温度が40°C未満の場合は、危規則第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管されている」場合に該当する。〔H1.7.4消防危64〕
- (8) 危険物規則第20条第1項第21号に規定する大気弁付通気管を設けたタンクで貯蔵保管されている動植物油は、危規則第1条の3第7項第1号に規定する「加圧しないで貯蔵保管されているもの」に該当する。〔H1.7.4消防危64〕
- (9) 物品を構成する成分及び各成分の含有率が特定されており、かつ、次のいずれかに該当する場合には、原則として、既往のデータから物品の性状を判断して差し支えない。〔H1.7.4消防危64〕
  - ア 物品を構成するすべての成分についてその性状が明らかな場合
    - (ア) 物品を構成するすべての成分が、法別表第1の品名欄に掲げる同一の品名（第4類の「石油類」に限る。）に属する危険物である場合には、当該物品は当該品名に属する危険物としての性状を有するものとする。
    - (イ) 物品を構成するすべての成分が、危政令別表第3の性質欄に掲げる同一の性状を有する場合には、当該物品は当該性質を有するものとする。
    - (ウ) 物品を構成するすべての成分が、法別表第1の同一の類の品名欄に掲げる品名のみに関し、かつ、当該類の性質欄に掲げる性状を有しない場合には、当該物品は当該性状を有しないもの

とする。

イ 同一の成分を含有する複数の物品について、その中の特定の成分組成を有する物品の性状が明らかである場合

(ア) 一定の成分組成を有する物品の性状が明らかである、たとえば、次のような場合

a 物質A及びその50%水溶液が第1石油類（水溶性）に該当する場合においては、「物質Aの50%以上の水溶液」は第1石油類（水溶性）に該当するものとする。

b 物質B（第1種酸化性固体）と物質C（第2種酸化性固体）からなる混合物について、物質Bの含有率が50%のものが第2種酸化性固体の性状を示すものである場合においては、「物質Bの含有率が50%未満のもの」は第2種酸化性固体の性状を示すものとする。

(イ) 同一の成分から構成され、各成分の含有率が異なる2つの物品が危政令別表第3の性質欄に掲げる同一の性状を有し、かつ、成分の含有率がいずれも、一方の物品における成分の含有率と他方の物品における成分の含有率の間にある場合には、当該2物品と同一の性状を有するものとする。

(ウ) 同一の成分から構成され、各成分の含有率が異なる2つの物品が法別表の品名欄に掲げる同一の品名（第4類の「石油類」に限る。）に属する危険物である場合、成分の含有率がいずれも、一方の物品における成分の含有率と他方の物品における成分の含有率の間にある場合には、当該2物品と同一の品名に属する危険物としての性状を有するものとする。

(10) 法別表第1の第4類である動植物油類を原料として加工された液状の物品は、次によること。

〔H2.10.31消防危105〕

ア 動植物油類に水素添加させたもの又は複数の動植物油類をグリセリンと脂肪酸に分解し、エステル交換により元の動植物油とは異なるグリセリドとしたものは、第4類の動植物油類に該当するものとして扱う。

イ 動植物油類をグリセリンと脂肪酸に分解し、グリセリンの代わりに、しょ糖、ソルビトール、プロピレングリコール等を用いて、しょ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、プロピレングリコール脂肪酸エステル等としたものは、引火点に応じた第4類の石油類に該当する。

(11) 除菌用ウェットティッシュなどの第4類アルコール類が染み込んだ紙であって通常の状態（常温、常圧）において第4類アルコール類が紙からにじみ出ない場合、当該第4類アルコール類が染み込んだ紙は非危険物として取り扱って差し支えない。〔H22.12.28消防危297〕

## 5 第5類関係

(1) ヒドラジンは、法別表第1の第5類の項第7号に掲げる「ヒドラジンの誘導体」には属さず、第4類の危険物に該当する。〔H1.7.4消防危64〕

(2) 硫酸ヒドロキシルアミンは、水分、硫酸及びその他添加剤を含むものであり、中には危険物としての危険性を抑制する物質を含有することもあり、その割合は製造元ごとに異なることから、一概に危険物と考えることは適当ではないものであること。

また、ヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類が危険物に該当するか否かは、濃度により判断するのではなく、消防法別表第1の備考に定めるように、危政令で定める熱分析試験及び圧力容器試験の結果により、確認する必要がある。

## 6 第6類関係

- (1) 法別表第1の品名欄の第1類の項第11号に掲げる品名「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」に属する物品（洗剤、消毒剤等）のうち、液体であるものについては、第1類の危険物としての性状確認は要しないものであること。

また、法別表第1の第6類の項に掲げられている品名に属さない物品である場合は、第6類の危険物としての性状確認も要しない。〔H1.7.4 消防危64〕

- (2) 硝酸－硫酸の混酸で、第六類の燃焼時間を測定する試験を行うに当たり、木粉の円錐形たい積物に注ぐと、ニクロム線で点火をする前に燃焼を開始してしまうものがあるが、このような物品については、危政令第1条の8第2項に定める性状を有するものとみなしてよい。〔H2.3.31 消防危28〕

## 第2 製造所の定義及び区分

### 1 製造所

- (1) 「製造所」とは、危険物を製造するために、1日において指定数量以上の危険物を取り扱うため法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けた場所をいい、その場所には、建築物その他の工作物、保有空地及び付属設備が含まれるものであること。〔S34.10.10 国消甲予発17〕

- (2) 最初に用いる原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、種々の作業工程を経て製造した最終製品が危険物である場合は製造所であること。

なお、製造所は危険物の製造を目的としていることから、希釈や混合、濃縮等の単純な加工（化学的变化を伴わないもの）を目的とするものは、製造所には該当せず、一般取扱所となる。

- (3) 危険物の蒸気を回収して液化させる溶剤回収装置の危険物の取扱いは、当該工場における作業工程に係る一環した危険物の取扱いに該当するものであり、危険物の製造には該当しないものであること。〔S59.6.8 消防危54〕

- (4) 製造所における危険物以外の物品の製造〔H24.8.28 消防危199〕

製造所において、当該施設の設備を用いて危険物に該当しない物品を製造する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。

イ 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。

ウ 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。

エ 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。

- (5) 製造所における危険物の充てん等〔H24.8.28 消防危199〕

製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充てん（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして認めることができる。

- (6) 建築物内の製造施設は、1棟の建築物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、その棟全体を一の製造所として規制すること。

また、1棟の建築物内に複数の製造工程がある場合であっても、一の製造所として規制するものであること。

- (7) 屋外の製造施設は、一連の製造工程を一の製造所とするものであること。
- (8) 製造工程が建築物内と屋外工作物にわたる場合は、それぞれ1棟の建築物ごと又は一の屋外工作物ごとに一の製造所として規制するものであること。ただし、屋外工作物が、作業工程上建築物と一体性を有すると認められる付属設備であるときは、この限りでない。
- (9) 製造所から排出される可燃性ガス又は粉じん等を除去する公害防止設備等は、製造所の付属設備として規制するものであること。

### 第3 貯蔵所の定義及び区分

#### 1 貯蔵所

「貯蔵所」とは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物、タンクその他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいうものであること。〔S34.10.10国消甲予発17〕

#### 2 屋内貯蔵所

「屋内貯蔵所」の定義及び区分は、危政令第2条第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋内貯蔵所における危険物の取り扱いは、次によること。〔S37.4.6自消丙予44〕
  - ア 屋内貯蔵所においては、貯蔵に伴う取り扱いのみ認められるものであり、貯蔵の概念を離れるその他の取り扱い（指定数量以上）はできないものであること。
  - イ 屋内貯蔵所で指定数量以上の危険物を取り扱う場合には、別に一般取扱所を設置して取り扱う必要があること。
  - ウ 貯蔵に伴う取り扱いとは、当該屋内貯蔵所の危険物の貯蔵に付随する行為で、次のようなものをいう。
    - (ア) 貨物自動車による積み荷又は積み下ろし
    - (イ) 危険物の荷捌き行為、ピッキング作業等
    - (ウ) 指定数量未満の混合、詰替え、小分け等
- (2) 屋内貯蔵所に危険物を貯蔵する場合には、次に掲げる事項に留意すること。〔H8.10.15消防危125〕
  - ア 貯蔵位置について
    - 架台等に危険物を貯蔵する場合は、低引火点の危険物については、できるだけ低い場所に貯蔵するよう配慮すること。
  - イ 容器の落下防止措置について
    - 容器の落下試験高さ（告示第68条の5第2項第1号ニに掲げる表に定める危険等級に応じた落下高さをいう。）を超える高さの架台に貯蔵する場合は、次に掲げる措置を講じるよう指導すること。
      - (ア) 容器を荷崩れ防止バンドで結束する
      - (イ) 柵付きパレット（かご状）で貯蔵する等により一体化を図る（パレットを用いる場合にあつ

ては、これと合わせて架台にパレットの落下防止具、移動防止具等を取り付ける。) )

(ウ) 開口部に、容器の落下防止に有効な柵、網等（不燃材料）を取り付けること。

ウ 床面に直接積み重ねて貯蔵する場合は、容器を荷崩れ防止バンドで結束する等により一体化を図るよう指導すること。

### (3) 貯蔵又は取扱いの範囲

屋内貯蔵所において危険物以外の物品を貯蔵する場合にあつては、危規則第38条の4の規定によるほか、「屋内貯蔵所等における危険物以外の物品の貯蔵に係る運用基準について」〔H10.3.16消防危226〕によること。

### (4) 庇又は荷役場所の取り扱い〔S57.5.11消防危57〕

貯蔵に伴う取り扱いのために設けられた庇下部分又は荷役場所は、当該屋内貯蔵所の一部とみなすものであること。（図2-1-1参照）

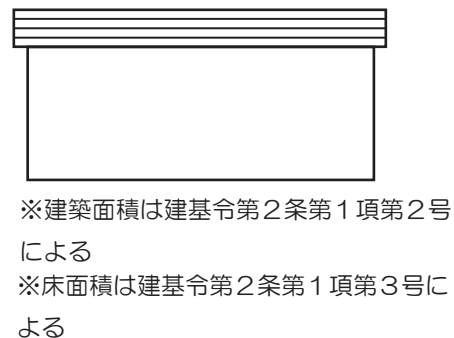
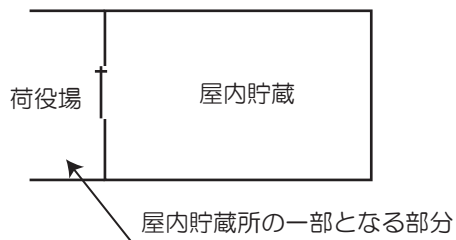
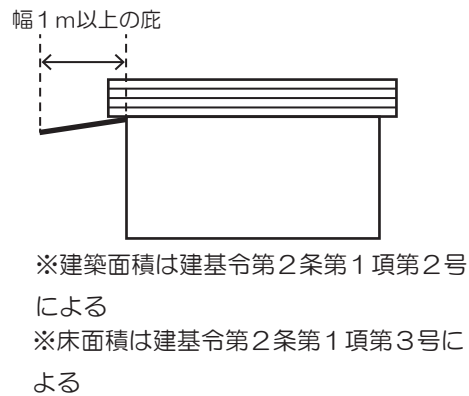
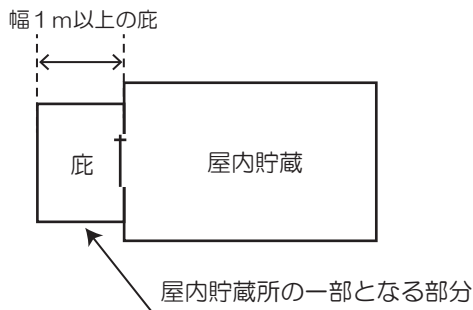


図2-1-1 庇又は荷役場所の取り扱い

## 3 屋外タンク貯蔵所

「屋外タンク貯蔵所」の定義及び区分は、危政令第2条第1項第2号の規定によるほか、次によること。

(1) 「屋外タンク貯蔵所」とは、屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所で、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所又は移動タンク貯蔵所以外のものを用い、その場所にはタンクのみではなく、建築物、その他の工作物、空地及び付属設備が含まれるものであること。

(2) 屋外タンク貯蔵所のうち、貯蔵し又は取り扱う液体の危険物の最大数量が、500キロリットル以

上1,000キロリットル未満のものは、「準特定屋外タンク貯蔵所」として技術上の基準に係る特別の規定が適用される。【危政令第11条第1項】

- (3) 屋外タンク貯蔵所のうち、貯蔵し又は取り扱う液体の危険物の最大数量が、1,000キロリットル以上のものは、「特定屋外タンク貯蔵所」として技術上の基準及び検査に係る特別の規定が適用される。【危政令第8条の2、第8条の4、第11条第1項】
- (4) 消防法でいう屋外タンク貯蔵所は、屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所を総称し、危政令でいう地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所のうち屋外にあるものを含むものである点に注意すること。
- (5) 屋外タンク貯蔵所において、貯蔵に伴う取扱いとして認められる範囲は次のとおりである。
  - ア 屋外貯蔵タンクに附随する注入口に移動タンク貯蔵所から直結して注入する場合、又はドラム缶等から注入する場合
  - イ 屋外貯蔵タンクに附随する取出口から1日に指定数量未満の危険物をサンプリング等のため容器へ取り出す場合
- (6) 高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所  
危政令第11条第1項の基準又は危政令第11条第2項の基準のいずれかによるかは、設置者において選択することができる。
- (7) 危険物から除外される動植物油類の屋外貯蔵タンク  
危規則第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管」には、動植物油類を40℃未満の温度で貯蔵保管する場合を含むものであること。

#### 4 屋内タンク貯蔵所

「屋内タンク貯蔵所」の定義及び区分は、危政令第2条第1項第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) 危険物から除外される動植物油類の屋内貯蔵タンク  
危規則第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管」については、前3(7)によること。

#### 5 地下タンク貯蔵所

「地下タンク貯蔵所」の定義及び区分は、危政令第2条第1項第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 地下タンク貯蔵所の範囲  
次に掲げるタンクは、それぞれ同一の地下タンク貯蔵所として規制するものであること。
  - ア 同一のタンク室内に設置されているもの。
  - イ 同一の基礎上に設置されているもの。
  - ウ 同一のふたで覆われているもの。

#### 6 簡易タンク貯蔵所

「簡易タンク貯蔵所」の定義及び区分は、危政令第2条第1項第5号の規定によるほか、次によること。

(1) 簡易貯蔵タンクにより危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の施設区分は、原則として、貯蔵を主な目的とするか又は給油若しくは容器への詰替え等の取扱いを主な目的とするかにより、危政令第14条又は第17条若しくは第19条により区分されるが、おおむね次の要件により判断するものであること。〔S37.4.6自消丙予発44〕

ア 簡易貯蔵タンクにより、自家用の自動車等の燃料タンクに直接給油する場合で、1日における給油量が指定数量以上の場合には、給油取扱所として危政令第17条の規定により規制する。

なお、簡易貯蔵タンクを設けて営業用として自動車等に給油する場合は、1日における給油量によらず給油取扱所として扱うこと。

イ 簡易貯蔵タンクにより、容器等に詰替え又は小分け等をする場合で、1日における取扱量が指定数量以上の場合には、一般取扱所として危政令第19条の規定により規制する。

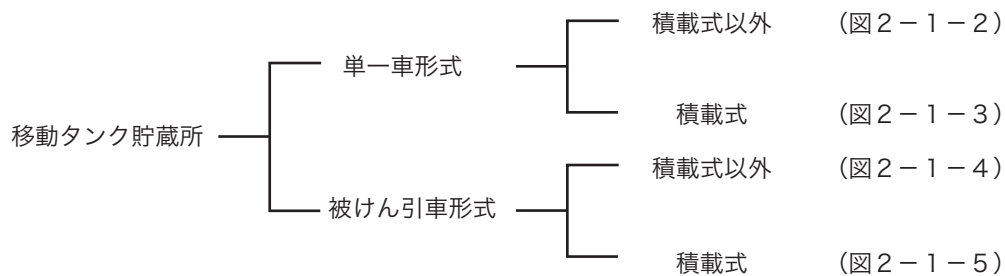
ウ 前記ア、イ以外の場合又は貯蔵を主な目的とする場合は、簡易タンク貯蔵所として危政令第14条の規定により規制する。

なお、簡易タンク貯蔵所においては、貯蔵に伴う取扱い行為として、1日に指定数量未満の給油、小分け、詰替等の取扱いができるものであること。

## 7 移動タンク貯蔵所

「移動タンク貯蔵所」の定義及び区分は、危政令第2条第1項第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 移動タンク貯蔵所の車両の種類には、単一車形式及び被けん引車形式の2形式があり、その各々に積載式以外及び積載式のものがあり、次のように区分される。




ア 単一車形式の移動タンク貯蔵所は、単一の車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所で、一般にタンクローリーと称されるものをいう。

イ 被けん引車形式とは、前車軸を有しない被けん引車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所で、当該被けん引車の一部がけん引車によってささえられる構造のもので、一般にセミトレーラーと称されるものをいう。

ウ 積載式の移動タンク貯蔵所は、移動貯蔵タンクを車両に積み替えるための構造を有し、危険物を貯蔵した状態でタンクの積み替えを意図した移動タンク貯蔵所をいう。

(2) 移動タンク貯蔵所として規制される範囲は、次によること。

ア 単一車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所

 ……移動タンク貯蔵所として規制される部分（以下図2-1-5まで共通）

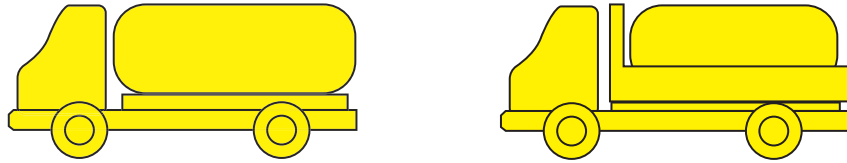


図2-1-2 単一車形式・積載式以外の例

イ 単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所

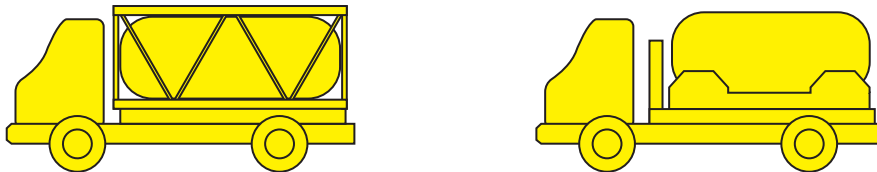


図2-1-3 単一車形式・積載式の例

ウ 被けん引車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所

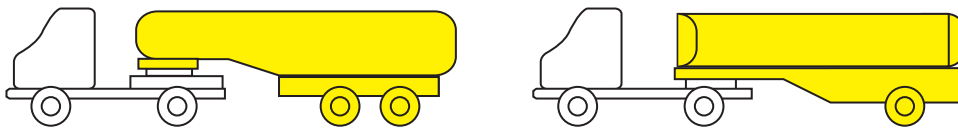


図2-1-4 被けん引車形式・積載式以外の例

エ 被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所

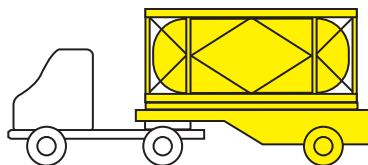


図2-1-5 被けん引車形式・積載式の例

## (3) 移動タンク貯蔵所として認められないもの

次図2-1-6に示すような、フルトレーラ及び複合タイプのは移動タンク貯蔵所として認められないものであること。

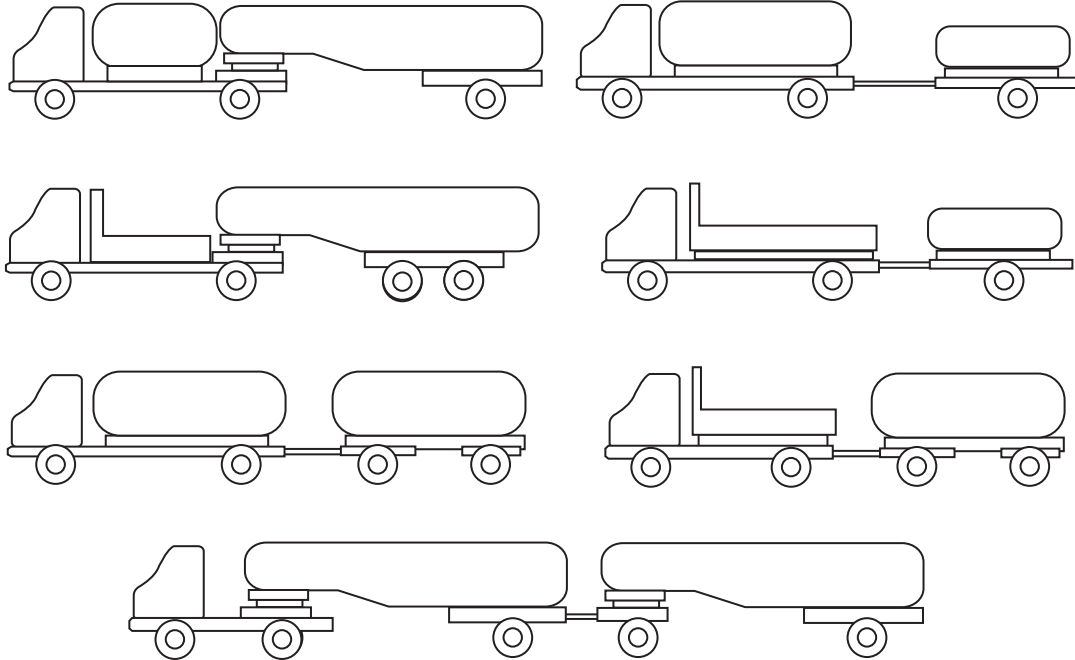


図2-1-6 認められないものの例

- (4) 容量4,000 L以下のタンクに、受台、脚、ステー等を溶接し又はボルト締めによつて強固に取り付け、これらの受台、脚、ステー等をUボルト等でシャーシフレームに強固に固定した場合、移動タンク貯蔵所として認められること。〔S37.4.6自消丙予発44〕
- (5) 灯油専用の移動タンク貯蔵所で、トラックの荷台の上に貯蔵タンクを積載し、Uボルトで4ヶ所以上をシャーシフレーム等へ固定するものは、積載式以外の移動タンク貯蔵所であること。〔S45.10.2消防予198/H1.7.4消防危64〕
- (6) バキューム方式により吸排出を行なう移動タンク貯蔵所は、引火点70°C以上の危険物に限り貯蔵し又は取り扱うものであること。〔S52.3.31消防危59〕
- (7) 移動タンク貯蔵所の定期点検(水圧試験)を実施するにあたり、移動貯蔵タンクを一時的に車両から取り外す場合は、変更許可申請の手続きは必要ないものであること。〔H2.5.22消防危57〕
- (8) 固体危険物であるカーバイトをダンプカー等で開放式により移送する場合は、「固体危険物の移動タンク貯蔵所」〔S44.5.16消防予第164〕により、危政令第23条の規定を適用し、その設置を認めて差し支えないこと。
- (9) ボトムローディング方式(移動タンク貯蔵所の底部に配管を設け、それにより危険物を積込む設備のある方式)による危険物積み込み設備の構造は、「移動タンク貯蔵所への危険物注入設備の構造及びそれに伴う移動タンク貯蔵所の構造について」〔S57.2.5消防危15〕によること。

- (10) 危険物を取り扱うためのポンプ専用のガソリンエンジンを備え付けた移動タンク貯蔵所は認めるべきではないこと。〔S51.10.23消防危71〕
- (11) 危険物を冷却するための冷却装置専用のエンジンを備え付けた移動タンク貯蔵所は認めるべきではないこと。〔S56.5.27消防危64〕
- (12) 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所に、当該車両のエンジンを利用したポンプを備え付けることは、けん引自動車とセミトレーラーが交換的に結合されて使用されるものであり、一体的な安全管理を行うことが困難であるため、認められないこと。〔S57.4.28消防危54〕
- (13) 被けん引車式移動タンク貯蔵所のけん引自動車側に、作動油タンク及び油圧ポンプを、トレーラー側にオイルモーター及び吐出用ポンプを積載し、エンジンミッションから動力伝動軸を介してけん引自動車側の油圧ポンプを作動させ、この油圧によりけん引自動車側のオイルモーターを介して吐出用ポンプを作動させる構造のものの設置を認めて差し支えないこと。この場合、当該移動タンク貯蔵所により貯蔵し、又は取り扱う危険物は引火点が40℃以上のものであること。〔S58.11.29消防危124〕
- (14) 移動タンク貯蔵所の隔壁を設けた部分にモーター及びポンプを固定積載し、動力源を外電（電力会社から配電されるもの）から受電し、ポンプを駆動させ、タンクへ燃料を注入する取扱いは認めて差し支えない。この場合、モーター及びポンプは火災予防上安全な構造のもので、かつ適切に積載し固定されているとともに、当該移動タンク貯蔵所により貯蔵し、又は取り扱う危険物は引火点が40℃以上のものであること。〔S53.4.22消防危62〕
- (15) 道路運送車両法上の検査を要さない構内専用の移動タンク貯蔵所も設置許可を要するものであること。〔S55.2.21消防危24〕

## 8 屋外貯蔵所

「屋外貯蔵所」の定義及び区分は、危政令第2条第1項第7号の規定によるほか、次によること。

- (1) 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する場合にあつては「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」〔H10.3.27消防危36〕によること。
- (2) 屋外貯蔵所において危険物以外の物品を貯蔵する場合にあつては、危規則第38条の4の規定によるほか、「屋内貯蔵所等における危険物以外の物品の貯蔵に係る運用基準について」〔H10.3.16消防危26〕によること。
- (3) 屋外貯蔵所には、屋根を設けることはできないこと。〔S51.11.24消防危100〕

## 第4 取扱所の定義及び区分

### 1 取扱所

「取扱所」とは、危険物の製造以外の目的をもって、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに付属する設備の一体であつて、法第11条第2項の

規定により市町村長の許可を受けたものをいう。〔S34.10.10国消甲予発17〕

## 2 給油取扱所

「給油取扱所」の定義及び区分は、危政令第3条第1項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 給油取扱所における固定給油設備を用いた指定数量未満の軽油の小分け行為は差し支えないが、指定数量以上の場合には法第10条第1項の規定に違反すると解されるものであること。〔S37.7.16自消丙予発72/R6.2.29消防危40〕
- (2) ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所で行うことは認められないものであること。〔H24.1.11消防危2〕
- (3) 危政令第3条第1項第1号に規定する「自動車等」には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する「燃料タンク」を内蔵するもの全てが含まれるものであること。〔R5.3.24消防危63〕

## 3 販売取扱所

「販売取扱所」の定義及び区分は、危政令第3条第1項第2号の規定によるほか、次によること。

- (1) 販売取扱所は、店舗において、容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所であり、原則として次のような店頭においての販売行為があること。そのため、電話注文等により容器を配達するような形態のものは屋内貯蔵所として規制するものであること。
  - ア 顧客の出入り
  - イ 事業主の商品売買の意思
  - ウ 売買契約の締結
- (2) 販売取扱所においては、原則として容器入りのままでの取扱いに限定されていることから、自動車等への給油又は危険物の容器への詰替え等を行うことはできないこと。

## 4 一般取扱所

「一般取扱所」の定義及び区分は危政令第3条第1項第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 一般取扱所は給油取扱所、販売取扱所及び移送取扱所に該当しない一切の取扱所である。
- (2) 製造所において製造された危険物を直接タンクローリーへ詰め替える場合、1日の取扱い量が指定数量以上であれば、当該詰替場所は一般取扱所として規制される。

## 第5 製造所等の貯蔵量及び取扱量の算定

危険物製造所等における最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法は、次によること。

### 1 製造所

製造所の最大取扱数量の算定は、危険物又は非危険物を原料として危険物を製造する場合、1日における原料と製品の危険物の指定数量の倍数を比較し、大なるものの取扱数量をもって当該製造所の最大取扱数量とする。

## 2 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の最大貯蔵数量の算定は、当該貯蔵所において実際に貯蔵する危険物の最大量とする。

## 3 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所

危規則第2条に規定するタンクの内容積の計算方法及び危規則第3条に規定するタンクの空間容積の計算方法により最大貯蔵数量を算定する。

## 4 給油取扱所

給油取扱所における最大取扱数量は、危政令第17条第1項第7号に規定する専用タンク、廃油タンク等（廃油タンク、給湯・冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンク）及び簡易タンクの容量の合計により算定すること。容器内にある危険物の合計数量は指定数量未満とすること。

## 5 販売取扱所

販売取扱所における最大取扱数量の算定は、実際に保有する危険物の最大量とすること。

## 6 一般取扱所

(1) 危険物の出荷、充填、詰め替え等の一般取扱所は、1日の出荷能力、稼働時間等により実態に即した最大取扱数量を算定すること。

(2) 危険物を消費する一般取扱所は、1日における危険物の消費量とサービスタンクの容量を比較して、大なる数量を最大取扱数量とすること。また、「1日における危険物の消費量」については、次により算定する。

ア ボイラー、バーナー等を使用する時間が一定でないものは、当該施設の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即した数量とする。

イ 非常用ディーゼル発電設備等の非常用の施設については、原則24時間稼働したときの危険物の消費量とする。

(3) 油圧装置等危険物を循環させて使用する一般取扱所は、当該装置等の瞬間最大停滞量をもって最大取扱数量とする。

## 第6 製造所等の範囲及び申請区分

製造所等の範囲及び申請区分は次のとおりとする。

なお、製造所等の許可範囲は、原則として棟ごと又は一の施設等单位とし、かつ、その場所において一体性を有すると認められる付帯設備及び保有空地を含め、一の製造所等として規制する。

## 1 製造所・一般取扱所

(1) 製造所及び一般取扱所は、付属する20号タンク、配管その他の機器等（以下「附属設備等」という。）を含めて範囲とする。

- (2) 製造所及び一般取扱所は、棟ごと（建築物の一部に製造所又は一般取扱所があるものについては、当該区分ごと）又は一工程のプラントごとの申請とする。

また、一の建築物内に複数の一般取扱所を設ける場合、申請はそれぞれ別の一般取扱所とする。

## 2 屋内貯蔵所

屋内貯蔵所の範囲及び申請区分は一の屋内貯蔵所ごととする。

なお、一の建築物内に複数の屋内貯蔵所を設ける場合、申請はそれぞれ別の屋内貯蔵所とする。

## 3 屋外タンク貯蔵所

- (1) 次に掲げる附属設備等が他の屋外タンク貯蔵所と共有する場合、屋外タンク貯蔵所の範囲は、次により決められた1基の屋外タンク貯蔵所（以下「代表タンク」という）の附属設備とする。

ア 防油堤は、当該防油堤内にある最大容量タンク（最大容量タンクが2以上ある場合は、その中で引火点が低い危険物を収納するタンク）を代表タンクとする。

イ 注入口及びポンプ設備の代表タンクは、次の順位によること。

(ア) 容量が大きいタンク

(イ) 引火点が低い危険物を収納するタンク

(ウ) 距離が近いタンク

ウ 水幕設備の代表タンクは、加圧送水装置のポンプの全揚程が最大となる屋外タンク貯蔵所

エ 消火設備の代表タンクは、総液量が最大となる屋外タンク貯蔵所

オ 配管は、当該配管がかかわる任意のタンクとすること。

- (2) 屋外タンク貯蔵所は、屋外タンク貯蔵所1基ごとの申請とする。

- (3) (1)について変更する場合の申請は、次のとおりとする。

ア 防油堤の容量及び構造が変わる場合は、代表タンク

イ 配管が防油堤を貫通する場合等で、防油堤の容量が変わる場合は、代表タンク及び当該配管が付属するタンク

ウ 配管が防油堤を貫通する場合等で、防油堤の容量が変わらない場合は、当該配管が付属するタンク

## 4 屋内タンク貯蔵所

- (1) 屋内タンク貯蔵所の範囲及び申請区分は、タンク専用室ごととする。

なお、当該専用室に複数のタンクがある場合も同様とする。

- (2) 附属設備等が他の屋内タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の申請は、3 屋外タンク貯蔵所の例によること。

## 5 地下タンク貯蔵所

地下タンク貯蔵所の範囲及び申請区分は、原則1基ごととする。

- (1) 同一の場所で地下貯蔵タンクをタンク室、基礎又はふたを同一として設ける場合は、2基以上の地下貯蔵タンクを一の地下タンク貯蔵所とすることができる。

- (2) 附属設備等が他の地下タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の申請は、3 屋外タンク貯蔵所の例によること。

6 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク貯蔵所の範囲及び申請区分は、原則として簡易タンク貯蔵所1基ごととする。ただし、簡易タンク貯蔵所を隣接して3基まで設置する場合、簡易タンク貯蔵所の範囲は、一の簡易タンク貯蔵所とすることができる。

7 移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所の範囲及び申請区分は、1車両ごととする。ただし、積載式移動タンク貯蔵所の申請については、交換タンクを含め一括申請とする。

8 屋外貯蔵所

屋外貯蔵所は、貯蔵場所、附属工作物及び保有空地を範囲とし、申請区分は一の屋外貯蔵所とする。

9 給油取扱所

(1) 給油取扱所の範囲は、当該給油取扱所に設置する専用タンク、廃油タンク等、簡易貯蔵タンクを含むものとする。

(2) 給油取扱所の申請区分は、一の給油取扱所ごととする。

10 販売取扱所

販売取扱所の範囲及び申請区分は、一の販売取扱所ごととする。



